（手持品課税に係る道府県たばこ税の申告方法等）

第四条　地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下「改正法」という。）附則第十二条第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第一号様式によるものとする。

2　改正法附則第十二条第五項の規定により卸売販売業者等（地方税法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。次項及び次条において同じ。）又は小売販売業者（地方税法第七十四条第一項第四号に規定する小売販売業者をいう。次条第二項において同じ。）が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に地方税法施行規則（以下「規則」という。）第十六号の四様式による納付書を添えて納付するものとする。

3　卸売販売業者等が、改正法附則第十二条第二項の規定による道府県たばこ税に相当する金額について、控除又は還付を受けようとする場合には、規則第八条の六、第八条の七又は第八条の九の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき規則第十六号の五様式による書類中「㈠の㈢の㈣及びその㈣参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこ（同項に規定する製造たばこをいう。以下この項において同じ。）について改正法附則第十二条第二項の規定により道府県たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

第五条　改正法附則第十三条第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第一号様式によるものとする。

2　改正法附則第十三条第五項の規定により卸売販売業者等又は小売販売業者が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に規則第十六号の四様式による納付書を添えて納付するものとする。

3　卸売販売業者等が、改正法附則第十三条第二項の規定による道府県たばこ税に相当する金額について、控除又は還付を受けようとする場合には、規則第八条の六、第八条の七又は第八条の九の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき規則第十六号の五様式による書類中「㈠の㈢の㈣及びその㈣参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこ（同項に規定する製造たばこをいう。以下この項において同じ。）について改正法附則第十三条第二項の規定により道府県たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第六条　附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則第十六号の五様式は、同条第六号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税について適用し、同日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市町村たばこ税の申告方法等）

第七条　改正法附則第二十五条第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第二号様式によるものとする。

2　改正法附則第二十五条第五項の規定により卸売販売業者等（地方税法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。次項及び次条において同じ。）又は小売販売業者（地方税法第四百六十四条第一項第四号に規定する小売販売業者をいう。次条第二項において同じ。）が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に規則第三十四号の二の五様式による納付書を添えて納付するものとする。

3　卸売販売業者等が、改正法附則第二十五条第二項の規定による市町村たばこ税に相当する金額について、控除又は還付を受けようとする場合には、規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき規則第十六号の五様式による書類中「㈠の㈢の㈣及びその㈣参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこ（同項に規定する製造たばこをいう。以下この項において同じ。）について改正法附則第二十五条第二項の規定により市町村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

第八条　改正法附則第二十六条第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第二号様式によるものとする。

2　改正法附則第二十六条第五項の規定により卸売販売業者等又は小売販売業者が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に規則第三十四号の二の五様式による納付書を添えて納付するものとする。

3　卸売販売業者等が、改正法附則第二十六条第二項の規定による市町村たばこ税に相当する金額について、控除又は還付を受けようとする場合には、規則第十六条の四の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき規則第十六号の五様式による書類中「㈠の㈢の㈣及びその㈣参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこ（同項に規定する製造たばこをいう。以下この項において同じ。）について改正法附則第二十六条第二項の規定により市町村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第十五項」を「第十七項」に、「第十二条の三十三、第七十二条の三十三の二」を「第七十二条の三十一、第七十二条の三十三」に、「第三百十七条の六」を「第三百十七条の六第一項から第四項まで」に、「第三百二十一条の七の十三第六項」を「第三百二十一条の七の十三第六項」に改め、「第七百五十四条において準用する場合を含む。」の下に「、第七百八十三条、第七百八十九条、第七百九十三条第一項から第三項まで」を加える。

（地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部改正）

第十条　地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、地方税法施行規則第一条の九の二の改正規定中「第一条の九の二第一号中「第九条の八」を「第九条の二十七」を「第二条第二項中「第九条の三の二」を「第九条の二十二」に改め、同令第九条の八を同令第九条の二十七とし、同令第九条の七を削り、同令第九条の六を同令第九条の二十六とし、同令第九条の五を同令第九条の二十五とし、同令第九条の四を同令第九条の二十四とし、同令第九条の三の三を同令第九条の二十三とし、同令第九条の三の二を同令第九条の二十二とし、同令第九条の三を同令第九条の二十一とし、同令第九条の二の四を同令第九条の二十とし、同令第九条の二の三を同令第九条の十九とし、同令第九条の二の二を同令第九条の十八とする改正規定中「第九条の二十七」を「第九条の二十六」に、「第九条の二十五」に、「第九条の二十五」を「第九条の二十四」に、「第九条の二十四」を「第九条の二十三」に改め、「、第九条の三の三を第九条の二十三とし」を削り、同令第八条の六十の次に十五条を加える改正規定の次に次のように加える。

第十条第八項中「第九条の八第一項」を「第九条の二十七第一項」に改める。